



再生資源の利用の促進について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成3年12月25日

発管第188号
平成3年12月25日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿
別記

鳥取県土木部管理課長

再生資源の利用の促進について（通知）

このことについては、平成3年12月3日付受管第650号により通知しておりますが、別添のとおり再生資源利用促進法に関して建設工事に係る主な内容及び発注者、建設業者の責務等の要約を取りまとめましたので参考にしてください。

併せて再生資源利用促進法関連法令集も送付します。

（別添省略）